

県南広域振興局長告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年3月25日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 一関大東線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市舞川字湯坪45番5地先から82番1地先まで	新	m 47.3～22.1	m 100.0
	旧	23.5～21.0	100.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- イ 期間 平成23年3月25日から同年4月25日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 弥栄金成線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町金沢字柴ノ沢3番7地先から字馬骨14番1地先まで	新	m 17.5～11.5	m 80.0
	旧	26.7～15.0	80.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- イ 期間 平成23年3月25日から同年4月25日まで

- 3（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 中里西平線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市舞川字門畑78番1地先から字水無沢48番1地先まで	新	m 51.9～12.5	m 480.0
	旧	36.3～11.0	480.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- イ 期間 平成23年3月25日から同年4月25日まで

- 4（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 342号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町祭時山国有林241林班ろ小班地先内	新	m 87.5~17.2	m 157.5
	旧	40.5~16.0	157.5
一関市巖美町須川岳国有林240林班ほ1小班地先内	新	27.5~12.5	65.4
	旧	14.8~12.5	65.4
一関市巖美町須川岳国有林236林班か1小班地先から 4小班地先まで	新	81.5~8.5	221.0
	旧	36.0~7.0	412.0
一関市山目字三反田159番3地先から296番地先まで	新	24.0	2.2
	旧	24.0	2.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成23年3月25日から同年4月25日まで